

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

(行政改革課)

ページ
一

規 則

号 外 (六) 平 成 二 十 二 年 四 月 一 日

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十二号

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十八年岐阜県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一六の項中「第二十一条の二」を「第二十二条」に改め、同表九の項中「第八十五条の九第一項及び第二項(第九十六条の三において準用する場合を含む。並びに第九十八条の二)」を「第八十二条の二十三」に改め、同表中十の項を削り、十一の項を十の項とし、十二の項から十七の項までを一項ずつ繰り上げ、同表十八の項中「第六条第二号」を「第五条第二号」に改め、同項を同表十七の項とする。

別表第二七の項中「第二十一条の二」を「第二十二条」に改め、同表八の項中「別表第一七の項第一号及び」を「別表第一五の項第十号八、同表八の項第一号並びに同表十四の項第一号及び第二号並びに」に改め、同表十一の項中「第八十五条の九第一項(第九十六条の三において準用する場合を含む。及び第九十八条の二)」を「第八十二条の二十三」に改め、同表中十二の項を削り、十三の項を十二の項とし、十四の項から十六の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第三二の項中「第二十一条の二」を「第二十二条」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

平成二十二年四月一日発行

発行者

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ
ビー・アール・テクノセンター